

幼稚園の預かり保育 第2子以降無償化に関する 多子世帯利用料請求のご案内

○預かり保育の保育料をご利用の施設に一旦お支払いいただいた後、3ヶ月ごとの請求にもとづき無償化分を給付します。（直接保護者の口座へ振り込みます）

○保育料の償還払いの請求のお手続きは、紙での請求のほか、LINEでの請求が可能です。（ただし、転園等により複数の幼稚園で預かり保育を利用した場合は、LINEでの請求はできません。紙での請求をお願いいたします。）

○請求期間内において3歳を迎える前に、幼稚園のプレスクールや認可外保育施設等を利用した場合は、各々の請求様式（請求フォーム）で申請してください。

LINEでの手続きの方法

（1）北九州市公式アカウントの友だち登録がお済みでない方
LINEで申請するためには北九州市の公式アカウントを友だち登録する必要があります。右のQRコードから、友だち登録をお願いします。



（2）北九州市公式アカウントの友だち登録がお済みの方
右のQRコードを読み込むと申請フォームが開きます。
お手元に下記の必要書類をご用意のうえ、請求をお願いします。



【必要書類（添付書類）】

- 領収証（施設が発行したもの）
- 振込口座がわかるもの（通帳等、銀行名・支店名・口座番号・口座名義等がわかるものの写し）
※2回目の請求以降は、口座変更の場合のみ必要となります。
- 委任状（認定保護者と口座の名義が異なる場合のみ）
※「多子世帯利用料請求書」下部にある委任状の欄をご記入ください。

（申請時の注意点）

- ・認定保護者の氏名や認定番号は、区役所が発行した多子世帯利用給付認定通知書でご確認ください。
- ・領収証等の上記必要書類（添付書類）は、すべて写真撮影し添付してください。その際は、LINEのカメラ機能の利用、又は写真へのアクセス権限を許可する必要があります。

（3）その他

- ・申請は一問一答形式となっています。1つ前の回答を修正することは可能です。
- ・システムの仕様上、回答途中で誤りに気づいて修正する場合、修正したい項目まで1問ずつ戻っていただくか、又は一度中止して最初から申請し直していただく必要がございますのでご了承ください。（回答途中で一定時間回答がない場合も、一旦回答が取り消され、最初から申請が必要となります。）

紙での手続きの方法

(1) 必要書類

- 多子世帯利用料請求書（幼稚園等の預かり保育用）
- 領収証（施設が発行したもの）
- 振込口座がわかるもの（通帳等、銀行名・支店名・口座番号・口座名義等がわかるものの写し）
※2回目の請求以降は、口座変更の場合のみ必要となります。
- 委任状（認定保護者と口座の名義が異なる場合のみ）
※「多子世帯利用料請求書」下部にある委任状の欄をご記入ください。

両面仕様

認定保護者の氏名や認定番号は、区役所が発行した多子世帯利用給付認定通知書でご確認ください。

(2) 提出先：ご利用の施設へご提出ください。

無償化について

無償化による給付額は以下のとおりです。必要な手続きについては右の QR コードからご確認ください。（多子世帯利用料請求書の様式もダウンロードできます。）



対象	無償化の内容
預かり保育部分	450 円×預かり保育利用日数又は施設に支払った預かり保育利用料のいずれか低い額を給付 (月額上限16,300円までの範囲)

利用料支給の受付期間（令和7年度）

利用期間	受付期間	給付予定日
4～6月	7月1日～7月18日	8月25日
7～9月	10月1日～10月17日	11月25日
10～12月	R8年1月1日～1月16日	R8年2月25日
R8年1～3月	R8年4月1日～4月17日	R8年5月25日

※紙で請求される場合、上記期間は各施設から市への提出期間です。保護者の方から施設への提出締め切りスケジュールはご利用の施設にご確認ください。

お問い合わせ先

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
子ども家庭局こども施設企画課 運営支援係
(TEL) 093-582-2412